

南部箕蚊屋広域連合職員の服務、分限、懲戒等に関する条例

平成11年7月19日 条例第7号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）の規定に基づき、職員の服務、分限、懲戒等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職員の服務、分限、懲戒等)

第2条 職員の服務、分限、懲戒等については、南部町の次に掲げる条例を準用する。

- (1) 南部町職員の服務の宣誓に関する条例（平成16年南部町条例第34号）
- (2) 南部町職員の分限に関する条例（平成16年南部町条例第29号）
- (3) 南部町条件附採用職員及び臨時的任用職員の分限に関する条例（平成16年南部町条例第30号）
- (4) 南部町職員の懲戒の手續及び効果に関する条例（平成16年南部町条例第33号）
- (5) 南部町職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（平成16年南部町条例第35号）
- (6) 南部町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成16年南部町条例第36号）
- (7) 南部町職員の育児休業等に関する条例（平成16年南部町条例第37号）

(規則への委任)

第3条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成16年10月1日条例第5号）

この条例は、平成16年10月1日から施行する。